仙北市監査委員告示第７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第５項の規定に基づき、住民監査請求「秋田県仙北市職員措置請求書」の監査結果を、別紙のとおり公表する。

令和８年９月１７日

仙北市監査委員　　伊　藤　登志雄

仙北市監査委員　　熊　谷　一　夫

秋田県仙北市職員措置請求書

監　査　結　果　報　告　書

令和８年９月 17 日

仙　北　市　監　査　委　員

第１　請求の受付

１　請　求　人

住　所　　（略）

氏　名　　（略）

２　請求書の提出

令和８年７月 22 日

３　請求の要旨

３－１　請求の要旨

（１）誰が（請求の対象職員）

仙北市スポーツ振興課職員、観光文化スポーツ部長、および総務部長（令和８年7 月 1 日付で副市長に就任した前総務部長）ら補助金決裁に関わった仙北市職員一同。

（２）いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか。

令和８年３月下旬、市スポーツ協会事務局職員給料費の不用額 1,116,000 円の返還を免れるために過去の「令和７年８月１日付」に日付を捏造（バックデート）した補助金変更申請書を不当に受理・決裁し、さらに請求者[redacted]の申し出による調査中であった令和８年５月 22 日に、補助金残額 650,000 円を協会へフライング振込（不当支出）させた行為。また、ホームページ作成費 495,000 円を成果物の完成・公開がないまま令和８年３月 31 日に架空の先払いとして流出させ、令和８年６月22 日の評議員会では解散決議なき白紙議案による繰越金 210,000 円等の財産の違法処分を黙認した行為。

（３）その行為は、どのような理由で違法または不当なのか。

受領日付を偽る受付印の捺印は刑法第 156 条（虚偽公文書作成罪）に抵触する明白な公文書改ざん・組織的隠蔽工作であり、事前の補正予算の議決や監事の中止意見を完全に無視した予算オーバー執行やホームページ作成費の支出は、重大な職務怠慢および公金の目的外流用（背任行為）に当たる。また、地方自治法の大原則である「会計年度独立の原則」を踏みにじり、翌年度の司法書士経費を前年度補助金で一括精算させた行為、および市スポーツ協会規約に解散・財産処分精算条項が無い議題としての解散手続きは、一般社団法人法第 239 条（最高裁判例による）により、評議員の４分の３以上の同意（27 人以上）を経ない、「本文のない議案」での財産処分をそのまま一般社団法人仙北市スポーツ協会に寄附しようとする行為は、

明白な法律違反および仙北市役所側における監督責任の放棄である。

（４）その結果、どのような損害が仙北市に生じているのか。

市スポーツ協会事務局職員給料費の当初予算額（2,583,000 円）から、実際の雇用実態に基づき本来なら仙北市へ全額返還されるべきであった不用額合計 1,116,000 円（111 万 6 千円）および翌年度へズレ込んだ司法書士委託料（222 千円）等を含む、総額約 133 万円規模の公金（市民の税金）が不当に流用・隠滅されている。執行部はこの不用額を隠蔽するため、事前の議決なきバックデート工作によって 495,000 円をホームページ作成費等へと不当に目的外流用（穴埋め）し、さらに変更後の人件費枠すら 156,000 円無断オーバーさせた。その結果、市への返還額を差し引き「960,000 円」のみに縮小・捏造させ、仙北市に重大な財政的損害を与えている。

（５）どのような措置を請求するのか。

仙北市職員によるこれら違法・不当な補助金確定および実績報告書の受理をすべて取り消すこと。その上で、実際の執行実態に基づいた人件費および翌年度経費の再計算を命じ、不当に執行されたホームページ作成費（495,000 円）や司法書士委託料（222,396 円）を含む不当受給金の全額を、現執行部および市役所の責任において仙北市公庫へ強制的に返還させる命令を執行すること。また、新法人への違法な財産処分（繰越金 21 万円と備品の移行）をすべて無効とすること。

３－２　事実の具体的内容（公金の違法・不当な支出に関する事実）

（１）仙北市スポーツ協会職員給料費の不用額隠蔽、令和 7 年 4 月概算払 2,600,000 円の悪質な流用とバックデート工作（確信犯的隠蔽の立証）

令和 7 年度における当協会への市補助金交付決定額は 3,250,000 円であり、当協会は 4 月の段階で、その 80％にあたる 2,600,000 円（260 万円）を概算払（前払い）として仙北市から受領していた。

重大なことに、請求者 [redacted] は職員が令和 7 年 7 月 31 日付で退職することに伴い、仙北市スポーツ協会会長 [redacted] に対し「給料は全額公金（補助金）であるため、後任はハローワーク等を通して公募すること」「特例の前払い金は人が雇えなければ返還義務が生じるため、十分に気をつけること」を明記した公式な文書（警告書）を事前にメールをしていた。また、理事会でも職員体制の適正化が発言され、市長からも観光文化スポーツ部長に対し「経験のある事務職員を雇うよう」直接協議されていた。

しかし、現執行部（会長および事務局長）は、これら全ての正当な警告・命令を

組織的に黙認・無視し、ハローワーク等の公募を行わずに不透明な人事を強行した（市スポーツ協会規約第 14 条の 3 に反し）。その結果、職員給料費が大幅に減額（不用額が確定）することを入念に予期していながら、仙北市へ過払い補助金を返還することを免れるため、令和８年３月下旬にいたるまで適正な補助金変更申請を一切提出せず、260 万円の概算払い受領金を不当にプールし続けた。

その上で、役員会で正式に中止が決定されていたホームページ作成費等へこのプール金を勝手に目的外流用して使い込み、約 210,000 円のみを残して、年度末の令和８年３月下旬になってから過去の「令和７年８月１日付」で嘘の変更申請書をでっち上げた（バックデート・偽造文書）。

本請求者[redacted]は、[redacted]としての実務経験に基づき、当協会における人件費執行の実態と開示された財務関係書類のタイムラインに重大な矛盾を発見した。本請求者が本件の違法性について市役所内部の担当職員ら（2 名）に対して直接問いただした際、当該職員ら自身が「実際には 3 月下旬になってから、過去の８月１日付に遡って嘘の変更申請書を作成・受領し、組織的に辻褄を合わせた」と、そのバックデート工作の事実を明確に認めて自白した。これを受けて本請求者が仙北市に対し「情報公開請求」を提起し、公式に開示された組織的な決裁公文書（変更申請書および承認書）の受付印や決裁ラインを徹底的に精査・裏取りした結果、職員らの自白通り、実際の執行や書類作成がほとんど終了している「3 月下旬」に、過去の「8 月 1 日付」という虚偽の日付をでっち上げて受付印を組織的に捺印していた事実を客観的物証によって完全に突き止め、覚知したものである。

「仙北市補助金等交付規則」の事前承認ルールを完全に無視し、受領日付を偽る受付印を組織的に捺印した行為は、刑法第 156 条（虚偽公文書作成罪）に抵触する明白な公文書改ざん・組織的隠蔽工作であり、この事実は【添付書類①：開示された公開文書】により公に証明されている。

（２）仙北市スポーツ振興課等の確認の甘さ（職務怠慢）、仙北市監査委員の公式是正意見の無視および様式違反の決算書受理の立証

上記変更申請により職員給料費は 1,467,000 円となったが、提出された実績報告書では、この変更された予算枠すらさらに 156,000 円無断超過（オーバー）して執行されている。その結果、最終的な不用額は 960,000 円となっている。本来、評議員会の議決や適正な補正予算の手続きも経ずに、変更後の予算枠をさらに無断超過して公金を執行することは明白な財務規則違反である。

さらに重大なことに、仙北市監査委員は令和８年２月に公表した「財政援助団体等監査の結果」において、当協会の補助金（令和６年度分）に対し、「補助金対象経

費を厳格に区分し、適正な会計処理を行うこと」との公式な監査意見（是正命令）を公表していた。請求者[redacted]が、仙北市スポーツ協会に関与していた時期までは、本規則に基づき経費区分を厳格に指導して、令和７年度補助金申請をいたしたが､その後､公金管理の知識を全く持たない市スポーツ振興課と当協会事務局長は、この市監査委員の公的な是正意見を完全に無視（黙殺）した。

その結果、提出された実績報告書の決算書は､「仙北市補助金等交付規則」で定められた正式な様式を無視したデタラメなものであり、職員給料費以外の複数事業補助金の内訳や特定財源（コピー収入等）の使途が全く判別できない不透明なブラックボックス状態となっている。

請求者[redacted]が最後の面談において、この仙北市監査委員の公表意見に違反したずさんな実態を厳しく問いただしているが、公式な監査意見の無視、変更後予算の無断超過、財源のロンダリングを「何でもスポーツ振興のため」と手抜き審査でそのまま受理・確定させた仙北市スポーツ振興課および関係部長らの責任は極めて深刻であり、断じて許されるものではない。

（３）地方自治法「会計年度独立の原則」に違反した、翌年度発生経費（司法書士委託料 222,296 円）の違法な公金確定

当協会が令和７年度の予算要望を行った段階では、一般社団法人への移行設立登記日は「令和８年１月１日」を予定していたため、当該法人化に向けた準備・登記費用等の補助金が令和７年度予算として予算化された。しかし実際には、執行部の怠慢により法人設立登記日は大幅に遅れ､「令和８年４月１日（翌令和８年度)」となった。

地方自治法の根本原則である「会計年度独立の原則」に則れば、令和７年度の補助金は令和８年３月 31 日までに完了･執行された事業に対してのみ支出が認められるべきであり、翌年度にズレ込んだ経費を令和７年度補助金で精算することは明白な違法執行である。しかるに執行部は、本来令和８年度の事業に属するはずの「司法書士委託料 222,296 円」を、あたかも令和７年度内に執行されたかのように実績報告書に計上し、公金を使い切る財務偽装を行った。新スポーツ振興課長は、この年度をまたいだ明らかな違法執行を見逃し､「なんでもスポーツ振興」という法的根拠のないずさんな理由で実績報告を受理・確定させた。本行為により仙北市に多大な財政的損害を与えている。

（４）監事に対する再監査・延期依頼の黙殺と怠る事実

請求者は、令和８年６月 22 日に上記デタラメな決算書が強行採決される「前」の段階である「令和８年６月 13 日付」において、仙北市スポーツ協会の監事３名に対

し、数々の財務規則違反やバックデートの不正疑惑を具体的に指摘した上で、「決算の再監査」および「6月22日の評議員会の延期」を正式に書面で依頼・警告していた。

しかし、仙北市スポーツ協会および所管の市スポーツ振興課は、この不正を自浄するための正当な事前是正の機会をも完全に黙殺・無視し、不適正な決算書の強行承認へと暴走した。この「再監査を行わなかった怠る事実」を何一つ確認せず、何食わぬ顔で実績報告を受理した市役所側の管理監督責任の放棄は極めて深刻である。本事実は【添付書類⑦：監事宛て再監査依頼書】により公に証明されている。

（5）内部告発に対する650,000円の口封じ隠蔽振込（不当支出）

請求者[redacted]が上記不正を市に申し出て「調査中」の最中であった令和8年5月22日、担当部署（観光文化スポーツ部等）は、不正が公になる前に事業完了の既成事実を作る目的で、残金650,000円の振り込みを強行した。これは支払うべき根拠も決議もない段階での、明白な違法・不当な公金支出である。

（6）市スポーツ協会の監事意見および役員会決議を完全に無視したホームページ495,000円の違法支出（背任）と「財源すり替え・虚偽答弁」の立証

当初、市財政課の指導により一般財源を充当してホームページを作成する予算が当初予算に計上されていた。しかしその後、当協会の2名の監事より「ホームページ作成は中止し、借入金の返済に充てるべき」との意見が出され、その後の役員会において正式に「ホームページ作成の中止」が決議・決定されていた。

にもかかわらず執行部は、この公式な決議を完全に無視し、かつ職員給料費の補助金不用額（公金）を市へ返還することを免れるため、変更申請（バックデート工作）によって勝手に補助金予算へと財源をすり替えて目的外流用を強行した。その上で、3月31日に契約書も業者からの「完了届」も一切添付しないまま、495,000円の全額を支払って流出させた。

さらに極めて悪質な刑事犯罪行為として、本不当支出に対する請求者の追及に対し、観光文化スポーツ部長、総務部長（現・新副市長）、およびスポーツ振興課長らは「実績報告書の確認の際、当協会役員会が令和7年7月30日にホームページ作成を了承した会議録を確認している」と言い張り、自らの手抜き審査を正当化しようとした。

しかし、請求者が副理事長を通じて入手した「令和7年7月30日開催の役員会会議録（本物）」では、ホームページ作成を了承した事実は一切なく、議題にはなくその他で「要検討」となっていた。請求者はこの「本物の保留会議録」を総務部長へ直接渡していた。すなわち、市役所側は請求者から「本物の保留会議録」を渡され

て不正を知っていながら、自らの職務怠慢を隠蔽するために、市スポーツ協会から「了承した」と中身を書き換えて捏造（ねつぞう）した「虚偽の了承会議録」をあえて組織的に受理し、請求者を欺くための虚偽の弁明を行っていたことが完全に立証された。本不祥事の隠蔽書類であるが故に、情報公開からも意図的に除外されていたものである。

令和８年６月22日の評議員会において、執行部が「今日アップした」と明白な虚偽答弁を行い､実際には一般社団法人移行後の６月25日になって初めてホームページのアップ（公開）が確認されたが、その後はきえてる。3月31日（任意団体の会計期間内）時点で成果物が完成･公開されていなかった客観的事実は､【添付書類⑩：ホームページ未公開を証明する資料】により明白に立証されている。

3月31日にWeb上に公開されていなかった（実際は６月25日公開）にもかかわらず、年度内に事業が完了したとして補助金（495千円）を受領・精算したことは、公金に対する明白な虚偽報告であり、不正受給（詐取）にあたる。また、「クローズド（会員限定）サイト」への公金流用は、広く市民への情報公開を前提とする事業でありながら、実際には「会員登録しなければ閲覧できない」仕様で運用されていることは、補助金の目的外使用（私的システムへの流用）にあたる。

また、後日アップされたものは新法人の成果物であり、任意団体の「財産引き継ぎ」としては絶対に認められず、完全に切り離して処理すべきものである。これに加担し、証拠捏造を容認した仙北市スポーツ振興課、および両部長の刑事責任・職務怠慢は極めて深刻であり、断じて許されるものではない。

（７）司法書士の指導を騙る虚偽説明と、一般社団法人法を無視した白紙議案による「財産の違法処分・横流し」の立証

令和８年６月22日の評議員会において、団体の正式な解散決議を行わないまま、中身（本文）が完全に空欄の「議案第３号繰越金の取り扱いについて」を強行採決し、口座にある残金約210,000円および備品資産を新法人へ違法にスライド（処分）しようとしている。

執行部は「規約に解散条項がないため、司法書士の指導により口頭での解散宣言で良い」と評議員会で説明したが、請求者が当該司法書士へ直接確認したところ、「そのような手続きを無視した指導は一切していない」との明確な証言（裏取り）を得ており、執行部の説明は採決を有利に進めるための完全な虚偽（大嘘）であることが完全に立証された。執行部は自らの嘘と不用額隠しの不正が露見するのを恐れて、請求者が評議員会で「正式な解散決議を議題とすべき」と正当な動議を提出したにもかかわらず、議長と会長が結託してこれを意図的に排除・黙殺した。

評議員会に提出された議案第３号には､｢任意団体の資産や契約をそのまま引き継

ぐ制度はありません。よって、移行新設した一般社団法人へ「寄付」するのが一般的流れです」と明記されている。このように、執行部自らが法律上の正式な「寄付手続き」が必要であると認識していながら、その前提となる任意団体の正式な解散・清算決議を行わず、最高裁判例および一般社団法人法第239条が定める【総評議員の4分の3以上の同意（27人以上）】も経ないまま、わずか賛成12人で繰越金等の財産移行を強行した行為は、明白な「財産の不法横領・隠滅（背任行為）」である。手続きを無視した独断の口頭宣言に法的な効力は皆無であり、当協会は法律上、現在も解散しておらず存続している。清算手続き（不用額96万円の返還義務）から逃れるための、故意による悪質な財産の不法横領・隠滅（背任行為）である。

令和8年6月22日の評議員会において、請求者 [redacted]が「現在も公開されていない」と追及した際、執行部は「今日アップした」と明白な虚偽答弁を行ったが、実際には、移行後の新法人（一般社団法人）の名義で令和8年6月25日になって初めてホームページのアップ（公開）が確認されたが、令和8年3月31日時点で成果物が完成・公開されていないにもかかわらず全額を支払った行為は、明白な「架空の先払い（違法な公金流出）」であり、事務局長らによる故意の背任行為である。また、令和8年6月22日アップされたものは新法人の成果物であり、任意団体の「財産引き継ぎ」としては絶対に認められず、完全に切り離して処理すべきものである。

協会監事意見や役員会決定を踏みにじり、補助金不用額を隠蔽するために悪質な財源のロンダリングと不当な先払いを強行して、追及されてから新法人のホームページを突貫で仕立て直した行為は、明白な公金の私物化（背任）である。これを確認もせず、違法な支出をそのまま受理して補助金を確定させた仙北市スポーツ振興課の取り扱いは極めて不適切であり、重大な職務怠慢である。

（８）資格のない議長による強行採決の疑い

当日議長を務めた[redacted]の代表者が、評議員席でなく来賓席におったこの者を議長に指名されている。また、評議員としての出席届（サイン）を出していない可能性があり、会議の手続き自体が完全に違法・無効である疑いがある。

（９）虚偽の受付印による組織的隠蔽（改ざん）工作の立証

3月下旬に提出された補助金変更申請書において、市役所は実際の受領日付ではなく、過去の「令和7年8月1日」という捏造された日付の受付印を組織的に捺印し、担当者から総務部長、副市長（当時）まで計8名がこれを黙認して、令和7年8月1日付決裁印を押している。これは刑法第156条（虚偽公文書作成罪）および同158条（偽造公文書行使罪）に抵触する恐れがある、極めて悪質な公文書改ざん・組織的隠蔽工作の紛れもない証拠である。

上記（１）から（９）の通り、仙北市職員による公金支出、および不適正な実績報告書の受理は、地方自治法第242条第1項に定める「違法又は不当な公金の支出、財産の処分、怠る事実」に該当する。

３－３　添付書類（地方自治法第242条第1項に基づく事実を証明する書面）

（１）添付書類①：仙北市より公式に開示された公開文書（領収書等を含む）のコピー

（２）添付書類②：請求者から総務部長および観光文化スポーツ部長宛てに提出した「4回の申し出書・意見書」のコピー、ならびに市からの「1回の書面回答書」のコピー

（３)添付書類③:令和7年7月に[redacted]が当協会LINEグループに流した「辞任メッセージ」の写し

（４）添付書類④：当時の当協会会長[redacted]宛てに提出した「職員採用・補助金返還警告、および評議員会決議拒否に関する申し出・抗議書」のコピー

（５）添付書類⑤：監事よりホームページ作成中止の意見が出された「昨年度（令和6年度）仙北市スポーツ協会評議員会会議録」の写し

（６）添付書類⑥：当協会役員会において「ホームページ作成の中止」を正式に決定した際の会議録の写し

（７)添付書類⑦:請求者が令和8年6月13日付で当協会監事3名宛てに提出した「令和7年度決算の再監査ならびに評議員会延期に関する依頼書」のコピー

（８）添付書類⑧：[redacted]が総務部長に直接手渡した、令和7年7月30日開催の「当協会役員会会議録（本物・保留の記載があるもの)」の写し

（９）添付書類⑨：年度をまたいだ違法な精算（司法書士委託料270,000円）が記録されている「令和7年度補助金実績報告書・決算書」の該当箇所の写し

（10）添付書類⑩：3月31日時点でホームページが公開されていなかった客観的資料のコピー

（11）添付書類⑪：評議員、[redacted]が令和8年6月22日に評議員会に提出した緊急動議及び告発書

（12）添付書類⑫：評議員、[redacted]が令和8年6月22日に評議員会に提出した緊急動議議案書

（13）添付書類⑬：評議員、[redacted]が令和8年7月13日に仙北市スポーツ協会会長に提出した申入書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

（以上、原文掲載。但し、文意を変えない明らかな誤字脱字は修正、添付書類は略）

４　請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

以下、この報告書において、仙北市スポーツ協会（任意団体）を「旧協会」といい、一般社団法人仙北市スポーツ協会を「新法人」という。

第２　監査の実施

１　監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述を総合的に判断し、令和７年度に旧協会に交付した仙北市スポーツ協会事業費補助金に関する次の事項を監査対象とした。

（１）旧協会事務局員費の減額に係る補助事業等変更申請書について、その作成、提出、収受及び決裁の時期並びに変更承認及び補助金額の確定が、関係規程に照らして適法かつ妥当であったか。

（２）ホームページ作成費495,000円について、補助対象経費への変更、契約、履行、完了状況及び実績報告の内容並びに補助金額の確定が、関係規程に照らして適法かつ妥当であったか。

（３）新法人の設立に係る司法書士委託料221,516円について、委託、役務提供、登記、請求及び支払の時期並びに実績報告の内容を確認し、当該経費を令和７年度の仙北市スポーツ協会事業費補助金の対象経費として認め、補助金額を確定したことが、会計年度独立の原則及び関係規程に照らして適法かつ妥当であったか。

（４）旧協会の財産が新法人に寄附され、又は承継されたとされる点について、その財産の帰属及び処理が関係法令等に照らし適法かつ妥当であったか。

２　監査対象部課関係職員及び関係人

なお、以下に記載する所属及び職名は、原則として、令和７年度仙北市スポーツ協会事業費補助金に関係した当時のものを示す。

（１）令和７年度仙北市スポーツ協会事業費補助金の交付決定、変更承認、実績報告の審査、補助金額の確定及び支出に関係した観光文化スポーツ部スポーツ振興課の職員、観光文化スポーツ部長、総務部財政課長及び総務部長を監査対象とし、関

係書類を調査するとともに関係職員から事情を聴取した。

（２）令和７年度仙北市スポーツ協会事業費補助金の申請手続及び補助金の執行状況について、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係人調査として旧協会の関係者から事情を聴取した。

３　請求人の陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和 8 年 8 月 4 日に請求人は陳述書を提出し、請求の趣旨及び理由について補足説明を行った。

４　請求書の記載の整理及び追加提出資料について

請求人は、令和 8 年 8 月 4 日の陳述において、請求書３－２（１）中の記載について、前段の記載と重複する箇所を削除する旨を申し出た。

また、請求人は、同日、当初請求に係る主張を補足する資料として、添付書類⑪、添付書類⑫、添付書類⑬の書面 3 点を追加提出した。

なお、これらの申出及び追加提出資料は、請求の対象となる財務会計行為又は求める措置を追加若しくは変更するものではない。

第３　監査の結果

令和 7 年度仙北市スポーツ協会事業費補助金の交付等に関する住民監査請求（令和 8 年 7 月 22 日受理）について、地方自治法第 242 条の規定に基づき監査を行った結果は、次のとおりである。

なお、本件監査に当たっては、前記のとおり、関係職員及び関係人から事情を聴取するとともに、補助金等交付申請書、補助事業等変更申請書、補助事業等実績報告書、補助金等交付確定関係書類、支出関係資料その他の関係書類を調査した。

１　主文

本件請求は、一部理由があるものと認められる。

よって、仙北市長に対し、令和 7 年度仙北市スポーツ協会事業費補助金について、補助事業等変更申請書の収受及び変更承認に係る事務処理に適正を欠く点が認められる旨並びにホームページ作成費 495,000 円及び法人設立関係費用 221,516 円を補助対象経費と認めることは妥当ではない旨勧告する。

市長は、これらの経費を補助対象から除外して経費全体を再整理し、適法な確定補助額を再計算すべきである。

その余の請求については、理由がない。

２　理由

（１）関係法令等

ア　地方自治法第 232 条の 2 は、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができる旨を定めている。したがって、補助金の交付は、公益目的に沿うのみならず、その手続及び使途が適正であることを要する。

イ　地方自治法第 208 条第 1 項は、普通地方公共団体の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる旨を定め、同条第 2 項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない旨を定めている。したがって、補助対象経費の年度帰属は厳格に判断されるべきである。

ウ　仙北市補助金等交付規則は、補助事業の変更には承認を要すること、実績報告に基づき事業成果が交付決定の内容及び条件に適合するかを確認した上で補助対象経費及び補助金額を適切に確定すべきこと、関係書類及び帳簿を整備すべきこと並びに交付決定又は額の確定に瑕疵がある場合には交付決定の取消し及び返還等の措置をとり得ることを定めている。

エ　仙北市スポーツ協会補助金交付要綱上、補助対象経費は、旧協会が実施する補助対象事業に係る経費に限定し、当該経費は、補助事業の目的に沿い、これと直接関連し、かつその実績を確認し得ることを要するものと解される。

オ　地方自治法第 242 条に基づく住民監査請求において監査委員が行うべき判断は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実の有無並びに必要な措置の要否を明らかにすることにある。

（２）認定事実

ア　仙北市は、令和 7 年度仙北市スポーツ協会事業費補助金について、旧協会を交付の相手方として、令和 7 年 4 月 1 日に 3,259,000 円の交付決定を行い、同年 5 月 30 日に 2,933,100 円を概算払した。さらに、令和 8 年 4 月 15 日に旧協会から補助事業等実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した上で、同年 5 月 20 日に交付決定額から概算払額を控除した残額 325,900 円を精算払した。

イ　第２監査の実施　1 監査対象事項（１）に関し、補助事業等変更申請書は、実

際には令和８年３月23日に旧協会から提出されたものであるが、その提出に当たっては、旧協会関係者及び市の関係職員からの事情聴取の結果のいずれにおいても、市の指示により令和７年８月１日付けの書面として再提出した旨が述べられている。これらの聴取及び関係書類を踏まえると、当該変更申請書については、実際の提出日と文書上の収受日が一致しておらず、市の指示により文書上の収受日が遡って処理されたことが認められる。

ウ　第２監査の実施　１監査対象事項（２）に関し、ホームページ作成費 495,000円は、当初の補助金等交付申請には含まれておらず、前記変更申請により追加されたものである。その作成に係る経過については、当該ホームページの作成を委託した事業者からの注文請書発行日が令和８年３月23日、設置日が同日、委託先からの請求日が同月26日、支払日が同月31日であることが認められる。しかし、当該ホームページについては、令和７年度末までに完成確認及び検収が行われ、かつ旧協会の事業において年度内に利用又は供用されたことを裏付ける資料は確認できなかった。さらに、旧協会関係者からの事情聴取によれば、一般公開は令和８年９月以降とされており、旧協会はこれに先立つ令和８年６月22日に解散していることから、その運用主体は新法人であると認められる。

エ　第２監査の実施　１監査対象事項（３）に関し、法人設立関係費用221,516円は、新法人の設立に係る司法書士委託料として計上されたものである。関係資料によれば、定款作成日は令和８年３月25日、法人設立日は同年４月１日、請求日は同年４月９日、支払日は同年４月10日であることが認められる。さらに、同日支払に係る領収書は新法人宛てとなっている。これらの事実によれば、当該費用は令和８年度に発生し、かつ新法人に帰属する費用であって、任意団体である旧協会が令和７年度に実施した補助事業に要する経費として整理されたものではないことが認められる。

オ　第２監査の実施　１監査対象事項（４）に関し、市の歳出簿により、交付決定額から概算払控除後の残額325,900円が令和８年５月20日付けで旧協会に支出された事実は確認できる。しかし、監査委員が監査のため旧協会の関係者に対し、その残余財産の内容、帰属及び新法人への承継関係を把握し得る台帳、目録その他これに類する管理資料の提出を求めたところ、これらの管理資料は整備されておらず、残余財産の内容、帰属及び新法人への承継関係を具体的に確定することはできない。

（３）住民監査請求書等記載の金額及び日付等について

請求人の住民監査請求書及び提出資料に記載された金額又は日付には、関係書類と完全には整合しない部分がある。例えば、請求人は補助金残額650,000円が不当に支払われた旨主張する。しかし、残額として実際に支払われた額は325,900円であり、その支払日は令和8年5月20日であったと認められる。

本監査は、補助金等交付申請書、補助事業等変更申請書、補助事業等実績報告書、補助金等交付確定関係書類、支出関係資料その他の公的資料に基づいて事実を認定したものである。したがって、請求人の主張のうち、金額又は日付の点で関係書類と整合しない部分は、その限度で採用することができない。

ただし、そのことは、本件各財務会計上の行為の適法性及び妥当性に関する判断を左右するものではない。少なくとも、変更申請の遡及処理があったこと、十分な審査を経ないままホームページ作成費及び法人設立関係費用を令和7年度補助対象経費に算入したことは、いずれも関係書類上認められる。

（４）本件監査の対象外事項について

請求人が主張する旧協会の評議員会運営の適否、解散決議の成否、議長資格その他団体内部の意思決定手続に関する事項については、本監査においてその適法性を直接判断するものではない。

これらの事項は、補助金に係る財務会計上の行為の適法性及び妥当性を判断する限度において考慮したにとどまる。

また、監査委員は、本件に係る刑事責任の有無を判断する立場にはないから、公文書作成又は行使等に関する刑事法上の成否について、本監査結果において結論を示すものではない。

（５）監査委員の判断

本件監査において検討すべき中心的事項は、令和7年度仙北市スポーツ協会事業費補助金に関し、補助事業の変更承認から実績報告の受理、履行確認、額の確定及び精算払に至る一連の事務処理が関係規程に照らし適正に行われていたか、また、その前提となる文書管理及び審査確認が適切であったかという点にある。

したがって、本件については、公金支出に係る審査、履行確認、額の確定及び関係文書の処理に適正を欠く点があったか否かを、関係資料に基づき検討し、以下、監査対象事項ごとに判断するとともに、これに付帯する事項についても併せて判断した。

ア　第2監査の実施　1 監査対象事項（1）補助事業等変更申請書の作成、提出、収受及び決裁の時期並びに変更承認及び補助金額の確定の適法性・妥当性について

前記第３監査の結果　２理由（２）認定事実イのとおり、補助事業等変更申請書は、実際には令和 8 年 3 月 23 日に旧協会から提出されたものであるが、市の指示により令和７年８月１日付けの書面として再提出され、これを前提に収受及び変更承認がされたことが認められる。

仙北市補助金等交付規則第 10 条第 1 項第 1 号は､補助事業等の内容又は申請書類の記載事項に変更があるときは、補助事業者等は直ちに補助事業等変更申請書を提出し、市長の承認を受けるべきことを定めている。同条の趣旨は、変更の内容及び時期を明らかにした上で､適正な審査を経て変更承認を行うことにあると解される。しかしながら、本件のように、実際の提出日と異なる日付で当該変更申請書を収受した上でこれを前提に変更承認を行ったことは、同条の定める適正な変更手続に適合しない。

また、仙北市補助金等交付規則第 2 条の 2 第 2 項は、補助金等が市税等を財源とすることに留意し、その目的に従って公正かつ効果的に執行しなければならない旨を定めている。本件における前記変更申請書の遡及処理は、公文書による事務処理の正確性を損ない、補助金交付事務の適正性及び公正性に対する信頼を大きく毀損するものであって、単なる事務処理上の軽微な誤りとして取り扱うことは妥当ではない。

なお、請求人は、旧協会事務局員費の不用額 1,116,000 円の返還を免れるため、旧協会が当該不用額を他の費目に変更する目的で変更申請を遡及処理した旨主張しているが､本監査は､そのような返還回避の意図の有無まで認定するものではない。

イ　第２監査の実施　1 監査対象事項（２）ホームページ作成費 495,000 円を補助対象経費として認め、補助金額を確定したことの適法性・妥当性について

前記第３監査の結果　２理由（２）認定事実ウのとおり､ホームページ作成費は、当初の補助金等交付申請書には含まれておらず、補助事業等変更申請書により追加されたものであるが、令和７年度末までに完成確認及び検収が行われ、かつ年度内に利用又は供用されたことを裏付ける資料は確認できず、さらにその運用主体は旧協会とは別の新法人であると認められる。

仙北市スポーツ協会補助金交付要綱上、補助対象となるのは、旧協会が実施する事業に現に要する経費であり、実績報告及び額の確定に当たっては、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合する実績が確認されることを要するものと解される。

また、国の補助事業における実績報告審査の取扱いとして示されている経済産業省補助事業事務処理マニュアル等においては、委託・外注費について、一般に、仕様の確定、見積、契約・発注、完了報告・納品、検収及び支払という手順により履行確認を行うことが定められている。これらは本件に直接適用される法規範ではな

いものの、成果物を伴う委託経費について、その履行完了及び実績確認の在り方を判断する上で参考となる実務上の基準ということができる。

しかしながら、本件においては、そのような状態にあったことを認めるに足りる資料が十分ではなく、当該ホームページは令和７年度の旧協会補助事業の実績として確認可能な状態にあったとは認め難い。

したがって、当該経費を令和７年度補助金の補助対象経費に算入したことは妥当ではなく、交付確定の基礎とすることはできない。

ウ　第２監査の実施　１監査対象事項（３）法人設立関係費用 221,516 円を令和７年度の補助金の対象経費として認め、補助金額を確定したことの適法性・妥当性について

前記第３監査の結果　２理由（２）認定事実エのとおり、法人設立関係費用は、定款作成日が令和８年３月 25 日、法人設立日が同年４月１日、司法書士からの請求日が同年４月９日、支払日が同年４月 10 日であり、領収書の宛先も新法人名義となっていることから、令和８年度に発生し、かつ関係書類上も新法人に帰属する費用であることが認められる。

地方自治法第 208 条は、普通地方公共団体の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わるものとし、各会計年度における歳出は、当該年度の歳入をもってこれに充てなければならない旨を定めている。また、仙北市スポーツ協会補助金交付要綱上、補助対象となるのは、旧協会が実施する事業に現に要する経費であり、その適否は当該年度における補助事業の実績に即して判断されるべきものであると解される。

当該費用は、その性質上、旧協会が令和７年度に実施した既存のスポーツ振興事業に要する経費というより、新法人の設立及びその活動開始のために要する経費であって、その受益主体及び費用帰属はいずれも新法人にあると認めるのが妥当である。

以上のことから、本件法人設立関係費用を令和７年度補助金の補助対象経費に算入したことは妥当ではなく、交付確定の基礎とすることはできない。

エ　交付確定及び精算払について

仙北市補助金等交付規則第 13 条は、補助事業者等に対し、補助事業等が完了したときは補助事業等実績報告書及び収支決算書その他必要書類を提出すべきことを求め、同規則第 14 条は、それらに基づき、補助事業等の成果が補助金等交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合に限り、補助金額を確定すべきことを定めている。

しかしながら、本件においては、前記イ・ウのとおり補助対象経費と認められない２費目を含めたまま実績報告を受理し、補助金額の確定及び精算払を行ったものである。

したがって、本件交付確定及び精算払に係る事務処理は、同規則第 14 条の趣旨に照らし、適切であったということはできない。

オ　第２監査の実施　1 監査対象事項（４）旧協会から新法人へ財産寄附したことの適法性・妥当性について

請求人は、本件補助金の支出経過等について確認を進めていた時期に、補助金残額が支出されたこと及びその後の旧協会財産の処理を踏まえ、旧協会から新法人への財産寄附が違法又は不当である旨主張している。この点、監査委員に提出された関係資料によれば、交付決定額から概算払控除後の残額 325,900 円が令和８年５月20 日に市から旧協会名義の金融機関口座に振り込まれた事実は確認できる。しかし、請求人が主張する金額及び日付とは一致しておらず、その限度で請求人の主張をそのまま採用することはできない。

また、本件において問題となるのは、当該残額支出の有無又はその金額の多寡自体というより、当該支出後の金員を含む旧協会の財産が、解散又は事実上の移行過程において、いかなる範囲で残余財産を構成し、これが新法人にどのように承継され、又は寄附されたのかという点にある。ところが、監査委員が旧協会の関係者に対し、その財産状態を把握し得る台帳、目録その他これに類する管理資料の提出を求めたところ、これらの管理資料は整備されておらず、監査委員に対しても提出されなかった。

したがって、旧協会から新法人への財産寄附については、本件監査の対象事項には含まれるものの、個々の金員又は財産の帰属及び承継関係を具体的に確定するための関係資料が存在しないことから、これらの点を的確に判定することはできない。

カ　返還措置の要否及び返還額について

前記イ・ウのとおり、ホームページ作成費及び法人設立関係費用を令和７年度補助金の補助対象経費として認めることは妥当ではない。

もっとも、返還額については、上記２費目の合計額をもって直ちにこれを確定することが妥当であるとはいえない。なぜなら、ホームページ作成費が補助対象経費に組み入れられたことに伴い、他の費目との関係を含め、補助対象経費全体の構成に影響が及んでいる可能性があるからである。

したがって、市においては、上記２費目を補助対象経費から除外した上で、関係資料に基づき補助対象経費全体を再整理し、適法な確定補助額を改めて算定すべき

である。
その結果、既交付額が再計算後の確定補助額を上回る場合には、その差額について、関係規程に基づき、交付確定の全部又は一部取消しその他必要な返還措置を講ずべきである。

キ　返還請求の相手方等について
本件補助金の交付対象者は旧協会であるから、前記により返還を要する額が生ずる場合には、第一次的には旧協会を返還請求の相手方として検討すべきである。
もっとも、旧協会の残余財産の帰属及び新法人への承継関係については、これを具体的に確定するに足りる資料が十分ではない。また、旧協会は既に解散しており、新法人がその活動を承継していることが認められる。
したがって、市においては、旧協会の残余財産及び本件補助金により形成された利益の帰属状況を改めて確認した上で、旧協会に対する返還請求の可否を検討するとともに、必要に応じて、新法人を相手方とする返還請求の可否についても精査すべきである。

ク　市の帰責性について
本件においては、前記判断のとおり、補助事業等変更申請書の遡及処理、ホームページ作成費に係る完成確認及び検収が不十分なままの額の確定並びに法人設立関係費用の補助対象経費該当性に関する審査不足が認められるのであって、市の補助金交付事務は、仙北市補助金等交付規則第２条の２第２項の趣旨に照らし、適切に行われていたということはできない。
とりわけ、前記補助事業等変更申請書の遡及処理については、市の指示により令和７年８月１日付けの書面として提出されたものであって、市における受付、審査及び関係決裁過程の中で行われたものというべきであり、単なる事務処理上の軽微な誤りとして看過することはできない。
また、ホームページ作成費及び法人設立関係費用についても、市において本来行うべき確認及び検証が十分に尽くされないまま補助対象経費に算入され、事務処理が進められたことに起因するものと認められる。
したがって、本件における一連の事務処理については、市の補助金交付事務の運用上の不備として市に帰責すべきものであり、市においては、前記判断を踏まえ、必要な是正措置及び再発防止措置を自らの責任において適切に講ずべきである。

３　勧告

以上を踏まえ、監査委員は、仙北市長に対し、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、令和8年10月31日までに、次の措置を講ずるよう勧告する。

（１）補助対象経費の再審査

令和 7 年度仙北市スポーツ協会事業費補助金について、ホームページ作成費495,000円及び法人設立関係費用221,516円は、令和7年度の旧協会に係る補助対象経費として認めることは妥当ではない。

市長は、これらの経費を補助対象経費から除外し、各費目について、補助目的との適合性、支出主体、年度帰属、履行及び完成確認の状況を改めて審査すること。

（２）確定補助額の再計算

前号の審査結果を踏まえ、交付決定額、実績報告額、交付確定額、既払額及び既に承認された補助事業の範囲を確認し、補助対象経費全体を再整理した上で、適法に認められる確定補助額を再計算すること。

（３）返還その他の是正措置

前号の再計算の結果、既交付額が適法に確定される補助金額を上回る場合には、仙北市補助金等交付規則、仙北市スポーツ協会補助金交付要綱及び当該交付決定に付された条件に基づき、交付決定の取消し、返還命令その他必要な是正措置を講ずること。

（４）返還債権の保全及び相手方の確認

返還措置の検討に当たっては、交付決定の相手方である旧協会の解散・清算の状況、残余財産の帰属及び新法人への財産又は債務の承継の有無を確認し、返還債権の保全及び回収に必要な措置を講ずること。

（５）再発防止

補助事業等変更申請書の収受及び変更承認に係る事務処理に適正を欠く点が認められる。

市長は、当該事務処理をはじめ、実績報告の審査、成果物の完成確認・検収、年度帰属の判定並びに補助金額の確定に係る各事務処理について、発生原因を検証し、法令遵守の徹底を図るとともに、公文書管理及び補助金審査事務の適正化のための再発防止措置を講ずること。

４　意見

本件は、個別費目の補助対象性の問題にとどまらず、その前提となる変更承認、実績確認及び関係公文書の適正管理並びに法令遵守の観点からも、補助金事務全体の適正性に関わる事案である。すなわち、補助事業等変更申請書は、実際には令和8年3月23日に提出されたにもかかわらず、市の指示により令和7年8月1日付けで収受されたかのように取り扱われた。このような遡及処理は、補助金事務に係る文書管理及び審査手続の適正性を著しく損なうものであり、単なる軽微な事務処理上の瑕疵にとどまるものではなく、是正を要する事務執行上の問題である。

ホームページ作成費及び法人設立関係費用が令和7年度の補助対象経費に該当せず、これらを除外して確定補助額を再計算すべきことは、前示勧告のとおりであり、改めて論ずるまでもない。問題は、かかる不適正な経費計上が、市の補助金審査事務を経てそのまま受理・確定された点にある。

つまり、本件は、市の補助金事務体制における審査・確認・決裁の各過程において、内部統制の運用が不十分であったために発生したものである。その要因は主に以下の3点である。第1に事務処理マニュアルが未整備であったため、補助金事務が特定の担当職員に依存する状態となり、審査及び決裁において組織的チェックが機能していなかったこと。第2に、審査が形式的な書類確認にとどまり、成果物の完成及び検収について、十分な実質的審査を経ないまま決裁に至ったこと。第3に、法人設立に伴い、任意団体である旧協会と法人格を有する新法人とを別個の主体として区別すべきところ、両者を一体のものとして取り扱った面があり、その結果、補助対象経費の該当性を的確に判断することができなかった点である。

したがって、本件においては、市側が補助事業等変更申請書の遡及処理に関与し、かつ、補助対象経費の該当性及び実績確認の審査が不十分であった以上、その責任を専ら旧協会側に帰することは妥当ではない。

市は、個別事案の是正措置にとどまらず、補助金事務処理マニュアルの整備や職員研修の実施、複数職員による相互確認を前提とした審査体制の構築などを通じ、再発防止に向けた内部統制の抜本的な強化を図るべきである。

あわせて、公益目的があることのみをもって手続上の瑕疵が許容されるものではないことを徹底し、公文書管理及び財務会計処理の適正確保に万全を期すべきである。